

従事要件等が課されている医師の 専門研修プログラムにおける採用について

地域枠

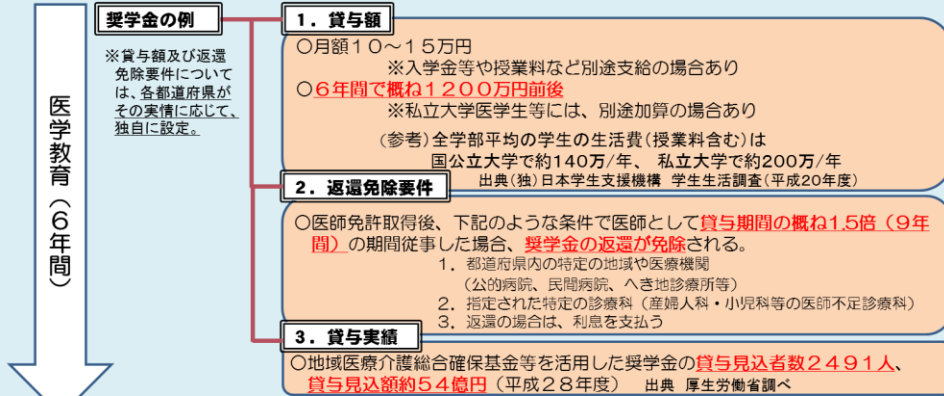
(1) 地域枠の概要

○【地域枠】（平成22年度より都道府県の地域医療再生計画等に位置付けた医学部定員増）

〈1〉大学医学部が設定する「地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠」

〈2〉都道府県が設定する奨学金の支給が要件

※入試時に選抜枠を設定せず、入学後に学生を選抜する場合もあり
※学生の出身地にとらわれず、全国から募集する場合もあり



平成28年度以降、新たな医師として地域医療等へ貢献

- ・県内の特定の地域での診療義務があることから、各都道府県内における二次医療圏間の地域偏在を調整する機能がある
- ・特定の診療科での診療義務がある場合、診療科間の偏在を調整する機能がある。
- ・臨時定員の増員等との組合せにより、都道府県間での偏在を調整する機能がある。

(2) 地域枠必要数

○将来時点の地域枠等の必要数については、2036年時点の医師供給推計(上位実績ベース)数が需要推計(必要医師数)を下回っている場合について、その差を医師不足数として、地域枠等の必要数を算出する。

○供給推計(上位実績ベース)が実現するよう、都道府県においては、医師派遣や定着促進策などの施策を継続して行う必要がある

(3) 選抜方式

○地域枠の学生・医師を確実に確保することができるよう、特定の地域における診療義務のある別枠方式による地域枠を要請することとする

○地域枠の学生が卒業後、当該地域において不足する一定の診療領域に従事する仕組みについて、具体的に検討していく

(4) 地域枠の要請

医療法及び医師法の一部を改正する法律により、都道府県知事から大学に対する地域枠等の設定・拡充の要請権限が創設された。

将来時点における推計医師数が必要医師数に満たない
二次医療圏等を有する都道府県

都道府県知事



地域医療対策会議での協議

<構成員>

- ・都道府県 ・特定機能病院 ・地域医療支援病院
- ・公的医療機関 ・臨床研修病院 ・民間病院
- ・診療に関する学識経験者の団体
- ・大学その他の医療従事者の要請に関する機関
- ・当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人
- ・独立行政法人国立病院機構
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・地域の医療関係団体 ・関係市町村
- ・地域住民を代表する団体

A大学

二次医療圏ごとの将来時点における医師不足数の合計数を満たすために必要な年間不足養成数を上限とし**地域枠**の設定を要請

恒久定員の5割程度の地域枠等を設置しても必要な地域枠等の確保が不十分である場合

- ①都道府県は、地域医療対策協議会の協議を経た上で、地域枠の設置を要件とする臨時定員の設置等を要請できる
- ②将来の医師多数都道府県に所在する大学医学部における都道府県をまたいだ地域枠の創設又は増員を要請することもできる
- ③地域医療対策協議会の協議等に基づき、恒久定員の5割程度を超える地域枠の設置を要請することも可能

<都道府県の要請権限(イメージ)>

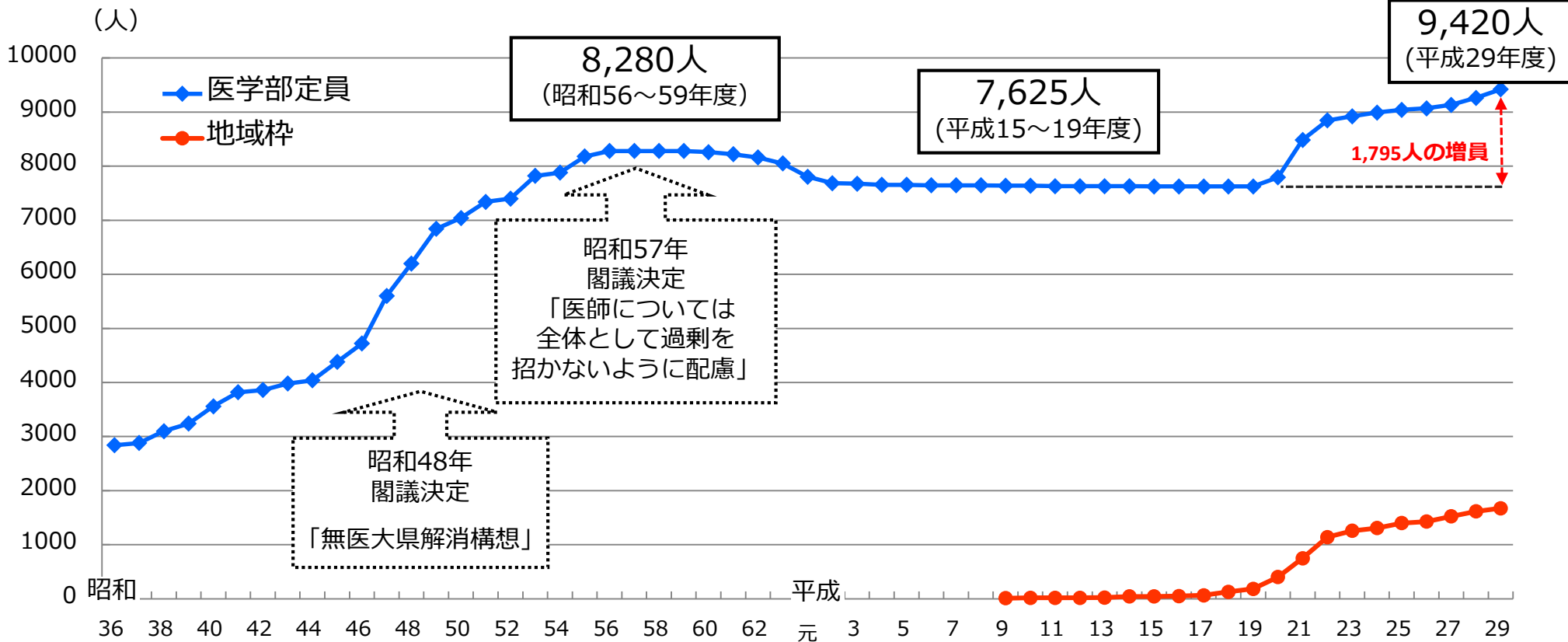
	医師が少数の県	医師が少数の県以外
医師が少数の二次医療圏のある県	○地域枠の設置・増員の要請 ○地元出身者枠の設置・増員の要請 ○地域枠(臨時定員)の設置・増員の要請	○地域枠の設置・増員の要請 ×地元出身者枠の設置・増員の要請 ×地域枠(臨時定員)の設置・増員の要請
医師が少数の二次医療圏のない県	該当なし	×地域枠の設置・増員の要請 ×地元出身者枠の設置・増員の要請 ×地域枠(臨時定員)の設置・増員の要請

○厚生労働省が提供する都道府県ごとの地域枠等の必要数等を踏まえて、地域枠・地元出身者枠の要請を行うこと。
○地域枠医師に関しては、都道府県内の診療科間・地域間偏在の両方の解消に資するキャリア形成プログラムを適用すること。
○都道府県内の状況に合わせ、地域枠医師が、不足する一定の診療領域に従事する仕組みについて、具体的に検討していくこと。

医学部入学定員と地域枠の年次推移

- 平成20年度以降、医学部の入学定員を過去最大規模まで増員。
- 医学部定員に占める地域枠*の数・割合も、増加してきている。
(平成19年度183人 (2.4%) →平成29年1674人 (17.8%))

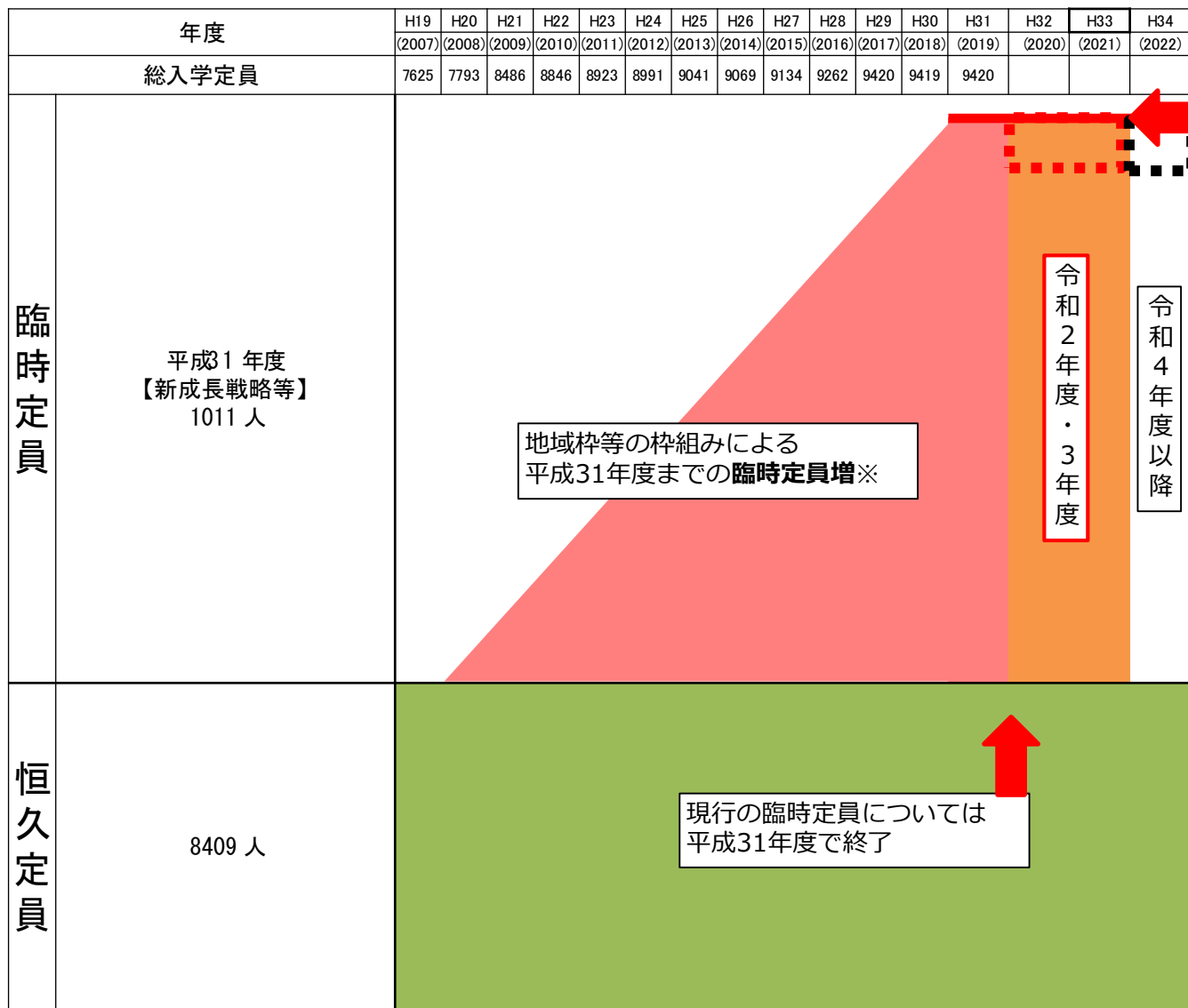
地域枠*：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医学部定員	7625	7625	7625	7793	8486	8846	8923	8991	9041	9069	9134	9262	9420
地域枠	64	129	183	403	749	1141	1257	1309	1400	1427	1525	1617	1674
地域枠の割合	0.8%	1.7%	2.4%	5.2%	8.8%	12.9%	14.1%	14.6%	15.5%	15.7%	16.7%	17.5%	17.8%

地域枠の人数については、文部科学省医学教育課調べ

令和2年度以降の医師養成数について（イメージ）



○令和2年度、令和3年度は、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持しつつ、トータルとして現状程度の医学部定員を超えない範囲で、各都道府県や大学等とその必要性を踏まえ調整を行う。

○令和4年度以降については、医師の働き方改革に関する検討会※の結論等を踏まえ、再度検討を行うこととし、マクロの医師需給推計の前提となる医師偏在対策、勤務時間の適正化等について、再度、医師需給推計を行った上で医師養成数の方針等について見直す。

※1 〇内の閣議決定等に基づき、医学部入学定員の増員を行ってきた。1010人は平成30年度時点の臨時定員。

※2 平成9年度から31年度までの追加増員については、各都道府県からの追加増員の要望に対しては、これが本当に必要な増員であるかどうかについて、慎重に精査

※3 中間取りまとめにおいては、「平成2年度以降の医師養成数については、今回の医師需給推計の結果や、これまでの医学部定員の暫定増の効果、今回の見直しによる医師偏在対策の効果等について可能な限り早期に検証を行い、平成2年度から31年度までの暫定増の取扱いも含め、結論を得る」とされていた。

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・ **医学部**：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・ **臨床研修**：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・ **専門研修**：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設
都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

- ・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

施行期日

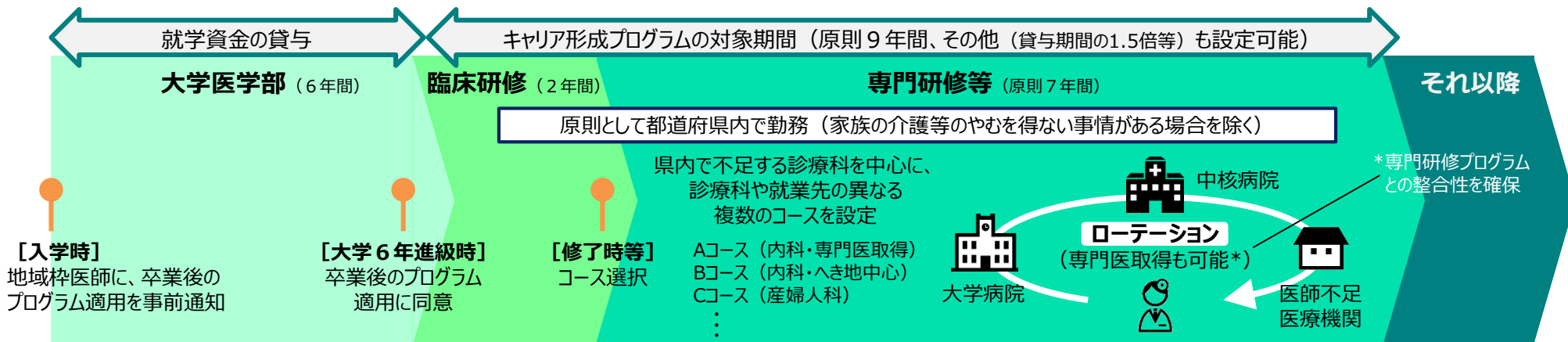
2019年4月1日。（ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。）

キャリア形成プログラムについて

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている。

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事務として医療法に明記
キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定

＜キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ＞



＜キャリア形成プログラムの対象者＞

- 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- それ以外の地域枠医師（任意適用）
- 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- その他プログラムの適用を希望する医師

＜キャリア形成プログラムに基づく医師派遣＞

大学による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議
※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する
※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

対象者の地域定着促進のための方策

＜対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援＞

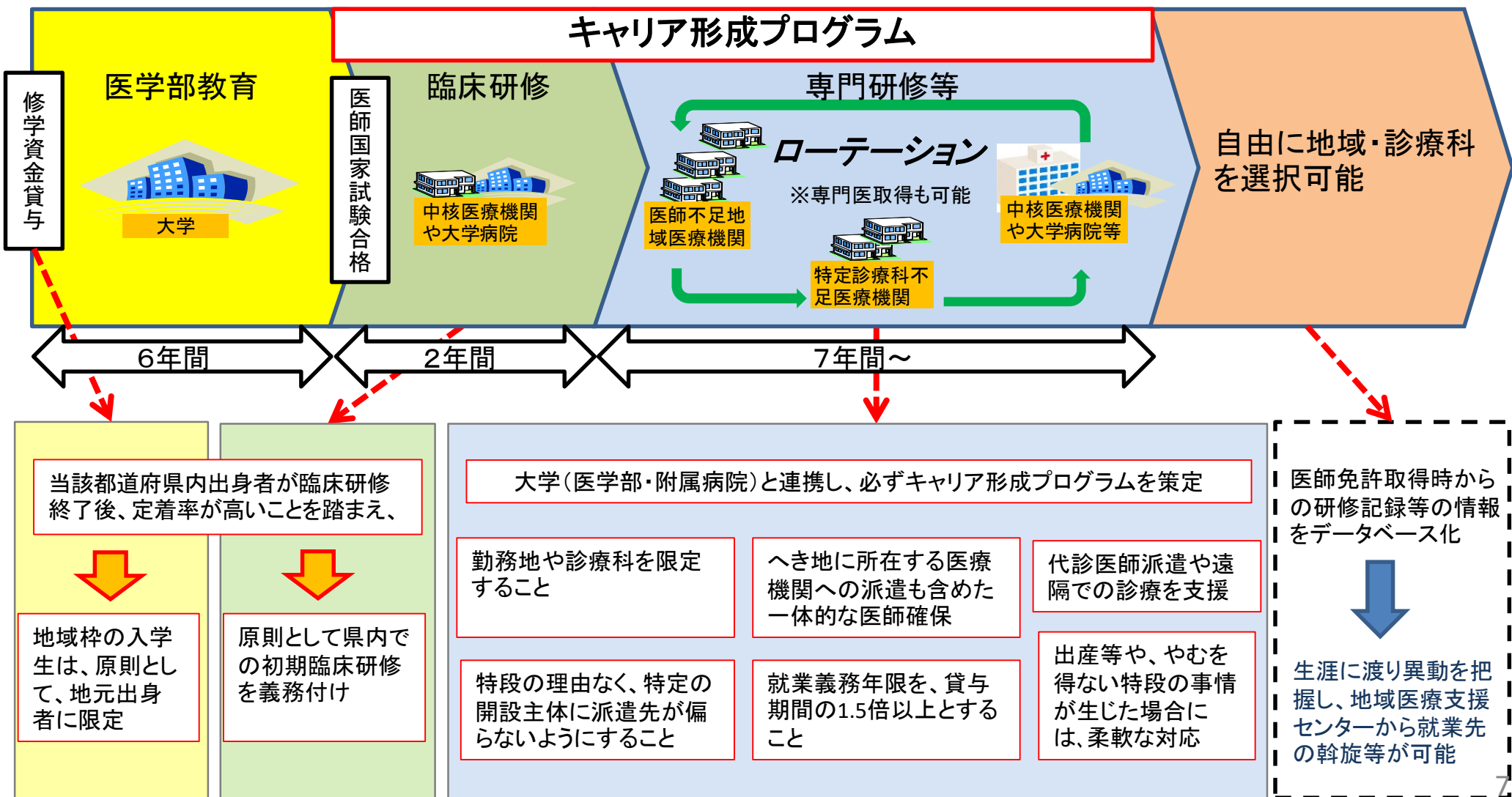
- 都道府県は、学部生段階から地域医療や職業選択について考える機会を対象者に提供し、適切なコース選択を支援する
- 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

＜プログラム満了前の離脱の防止＞

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）
- 都道府県は、修学資金について適切な金利を設定する

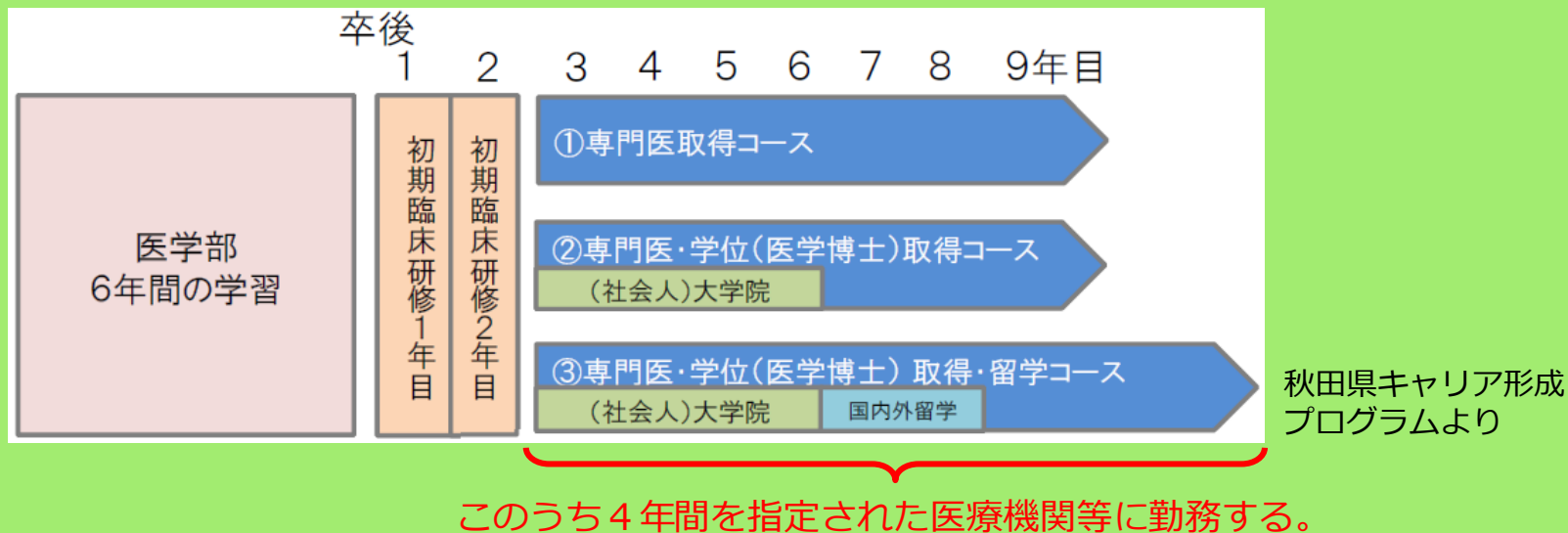
キャリア形成プログラム等を通じた医師偏在対策

- 第7次医療計画(H30~35年度)から、地域医療介護総合確保基金を活用した医師修学資金貸与者(地域枠医師)等に対するキャリア形成プログラムについて、以下のような改善を促進。
- 今回の法案により、全ての都道府県において、キャリア形成プログラムが策定されることとなる。



(参考) 秋田県地域枠の状況

- 秋田県は、秋田大学医学部に修学資金を貸与する「地域枠」を設置。
- これまで地域枠で秋田大学医学部に入学した者全員が、卒業後に秋田県内に勤務している。



秋田県地域枠出身者の状況

	計	性別		秋田県内に勤務する者			
		男性	女性	卒後 1年目	卒後 2年目	卒後 3年目	卒後 4年目
平成25年卒	10	5	5	10	10	10	10
平成26年卒	14	5	9	14	14	14	-
平成27年卒	19	13	6	19	19	-	-
平成28年卒	19	11	8	19	-	-	-
計	62	34	28	-	-	-	-

地域枠の導入状況(大学別一覧)

都道府県名	区分	大学名	H29 入学定員	うち地域枠募集人員 (H30臨時定員)
北海道	国立	旭川医科大学	122人	72人 (12人)
		(うち2年次編入学)	10人	5人
北海道	公立	札幌医科大学	110人	90人 (8人)
青森県	国立	弘前大学	132人	67人 (27人)
		(うち2年次編入学)	20人	5人
岩手県	私立	岩手医科大学	130人	28人 (28人)
宮城県	国立	東北大学	135人	33人 (28人)
宮城県	私立	東北医科薬科大学	100人	55人
秋田県	国立	秋田大学	129人	34人 (29人)
山形県	国立	山形大学	125人	33人 (15人)
福島県	公立	福島県立医科大学	130人	77人 (45人)
茨城県	国立	筑波大学	140人	36人 (36人)
栃木県	私立	獨協医科大学	120人	20人 (10人)
群馬県	国立	群馬大学	123人	18人 (18人)
		(うち2年次編入学)	15人	2人
埼玉県	私立	埼玉医科大学	128人	17人 (18人)
千葉県	国立	千葉大学	122人	20人 (15人)
東京都	国立	東京医科歯科大学	106人	4人 (4人)
東京都	私立	杏林大学	117人	12人 (12人)
東京都	私立	順天堂大学	137人	26人 (29人)
東京都	私立	昭和大学	110人	12人
東京都	私立	帝京大学	120人	14人 (9人)
東京都	私立	東京医科大学	120人	10人 (7人)
東京都	私立	東京慈恵会医科大学	110人	10人 (5人)
東京都	私立	東邦大学	115人	5人 (5人)
東京都	私立	日本大学	120人	10人
東京都	私立	日本医科大学	118人	8人 (11人)
神奈川県	公立	横浜市立大学	90人	30人 (5人)
神奈川県	私立	北里大学	119人	11人 (9人)
神奈川県	私立	聖マリアンナ医科大学	115人	5人 (5人)
神奈川県	私立	東海大学	118人	8人 (8人)
新潟県	国立	新潟大学	127人	22人 (22人)
富山県	国立	富山大学	110人	25人 (10人)
石川県	国立	金沢大学	117人	12人 (12人)
石川県	私立	金沢医科大学	110人	5人
福井県	国立	福井大学	115人	15人 (10人)
山梨県	国立	山梨大学	125人	50人 (20人)
長野県	国立	信州大学	120人	20人 (15人)
岐阜県	国立	岐阜大学	110人	30人 (25人)
静岡県	国立	浜松医科大学	120人	25人 (15人)
		(うち2年次編入学)	5人	5人
愛知県	国立	名古屋大学	112人	5人 (5人)
愛知県	公立	名古屋市立大学	97人	27人 (7人)
愛知県	私立	愛知医科大学	115人	10人 (10人)

※自治医科大学については3名、栃木県の地域枠設置を要件とした臨時定員あり。

都道府県名	区分	大学名	H29 入学定員	うち地域枠募集人員 (H30臨時定員)
愛知県	私立	藤田保健衛生大学	120人	10人 (10人)
三重県	国立	三重大学	125人	35人 (20人)
滋賀県	国立	滋賀医科大学	117人	28人 (10人)
		(うち2年次編入学)	17人	7人
京都府	公立	京都府立医科大学	107人	7人 (5人)
大阪府	公立	大阪市立大学	95人	15人 (5人)
大阪府	私立	大阪医科大学	112人	22人 (2人)
大阪府	私立	関西医科大学	117人	15人 (10人)
大阪府	私立	近畿大学	115人	20人 (20人)
兵庫県	国立	神戸大学	117人	10人 (10人)
兵庫県	私立	兵庫医科大学	112人	13人 (2人)
奈良県	公立	奈良県立医科大学	115人	38人 (13人)
和歌山県	公立	和歌山県立医科大学	100人	36人 (10人)
鳥取県	国立	鳥取大学	110人	32人 (25人)
島根県	国立	島根大学	112人	25人 (12人)
		(うち3年次編入学)	10人	3人
岡山県	国立	岡山大学	120人	12人 (9人)
岡山県	私立	川崎医科大学	126人	36人 (16人)
広島県	国立	広島大学	120人	20人 (15人)
山口県	国立	山口大学	117人	33人 (15人)
		(うち2年次編入学)	10人	3人
徳島県	国立	徳島大学	114人	17人 (12人)
香川県	国立	香川大学	114人	24人 (14人)
愛媛県	国立	愛媛大学	115人	20人 (15人)
高知県	国立	高知大学	115人	25人 (15人)
福岡県	私立	久留米大学	115人	20人 (5人)
福岡県	私立	福岡大学	110人	10人
佐賀県	国立	佐賀大学	106人	26人 (8人)
長崎県	国立	長崎大学	125人	34人 (19人)
		(うち2年次編入学)	5人	5人
熊本県	国立	熊本大学	115人	10人 (10人)
大分県	国立	大分大学	110人	13人 (10人)
宮崎県	国立	宮崎大学	110人	20人 (10人)
鹿児島県	国立	鹿児島大学	117人	20人 (15人)
		(うち2年次編入学)	10人	3人
沖縄県	国立	琉球大学	117人	17人 (12人)
計	71大学		8,279人	1,674人 (903人)
	(うち2年次編入学)			35人
	(うち3年次編入学)			3人

注1)私立大学は入学定員でなく、募集人員を記載。

※「地域枠」とは、将来、地域医療に従事しようとする意志をもつ学生を選抜するための様々な枠の総称であり、将来、地域医療に従事することを条件とする都道府県の奨学金貸与枠と連動した選抜枠や、都道府県の奨学金貸与枠とは連動しないが、将来、地域医療に従事しようとする意思を持つ者を対象とした入学者選抜枠等をいう(「〇〇人程度」「〇〇人以内」を含む)。文部科学省医学教育課調べ

専門研修に取り組む地域枠医師の状況

	地域枠制度利用者 736 (100%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい541、いいえ167、未登録28)	
地域枠不同意離脱者 29 (3.9%) (奨学金を貸与した都道府県が離脱を認めていないケース) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい8、いいえ16、未登録5)	地域枠採用形式：別枠方式 20 (2.7%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい4、いいえ11、未登録5) <離脱した理由内訳> 結婚による配偶者への他県同伴 (6) 地元への帰還 (4) 専攻プログラム (同診療科) 変更 (3) 専攻プログラム (別診療科) 変更 (2) 制度外施設からの勧誘を受諾 (2) 制度外施設への就職 (1) 上京希望 (1) 病気による脱落 (1)	その他の形式 9 (1.2%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい4、いいえ5) <離脱した理由内訳> 結婚による配偶者への他都道府県同伴 (6) 地元への帰還 (1) 専攻プログラム (別診療科) 変更 (1) 県内で人間関係が不良となった (1)
地域枠非離脱者 707 (96.1%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい533、いいえ151、未登録23)	<内訳> 従事要件内で研修中 (659) (89.5%) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい494、いいえ143、未登録22) 猶予期間中 (46) ・従事要件を満たしながら従事圏外で研修中：制度の範囲内※1 (25) ・ 従事要件を満たさずに従事圏外で研修中：制度の範囲外※2 (21) 日本専門医機構への地域枠であるか自己申告回答 (はい12、いいえ8、未登録1) 病気療養中 (2)	

※1 医師免許取得後、貸与期間の5/2に相当する期間(15年間)を経過するまでに貸与期間の3/2に相当する期間(9年間)、知事が指定する都道府県内の特定公立病院において勤務することにより義務が免除される等。

※2 都道府県が承諾の上、遅延扱い

論 点

- 地域枠医師が、奨学金を貸与した都道府県等に同意なく、従事要件に反して他の都道府県で専門研修を行うことについて、どのように考えるか。
※都道府県同意の上に、当該都道府県には存在しない研修プログラムを他の都道府県で研修することなどについては除く。
- 専門医制度の採用プロセスにおいて、各専攻医の特定の地域への従事要件等の有無を確認するようにすることとしてはどうか。
- 従事要件の確認のために、本人の同意の下、臨床研修制度と同様に各都道府県から地域枠医師の従事要件について、厚生労働省を経由し、日本専門医機構に提供することとしてはどうか。
- 日本専門医機構の採用プロセスの中で、地域枠医師等、一定の従事要件が課せられている医師を、当該都道府県との合意なく、非当該都道府県の専門研修プログラムでは採用できないこととしてはどうか。